食の安全・安心を考える　～関東弁護士会連合会定期大会～

去る九月三〇日静岡市内において、第五二回関東弁護士会連合会定期弁護士大会及びシンポジウムが開催された。この大会は、関東の一三弁護士会の連合体が毎年持ち回りで開催しているものであり、本年度のシンポジウムのテーマは「食の安全・安心を考える」であった。静岡県弁護士会所属の弁護士を中心に一年余りに亘って研究を重ね、その成果を報告書にまとめて発表した。

私達は、自給自足の生活を営まない限り、生命を維持し、或いは味覚を楽しむためには食物（品）を購入しなければならない。三度の食事、間食、外食等を考えるとそれは莫大な量と種類に及ぶ。しかし、私達はこれらの食物について、それがどこでどのように栽培、飼育、捕獲、加工され、どのような流通経路をたどって店頭に並ぶのかについて殆んど知識を持たない。最近、食品に原産地・原材料名・遺伝子組換えの表示などがなされている。しかし、原産地を偽装した食品、北朝鮮から輸入し数ヶ月有明海において「養殖」したとして、原産地が合法的に「有明海産」と表示されているあさり、表示を要しない原材料や先進国に類例を見ない程広範に認められている着色料、遺伝子組換え表示のわかりにくさと多くのその例外の存在などを考えると不安は募るばかりである。また、農産物における使用農薬の種類・量、動物における飼料についても消費者には知らされていない。

二〇〇一年九月、我国第一号の狂牛病（ＢＳＥ）が発見された時、私達は背筋が寒くなるような不安を覚えた。この時は、逸早く実施された全頭検査に加えて、頭部・脊髄などの特定危険部位除去体制により、私達は多少の不自由さと引き換えに大きな安心感を得た。しかし、未だにその感染ルートと汚染規模も不明である。現時点で二〇頭の狂牛病が発見され、昨年だけでも五頭、今年になってからも六頭を数えているといわれる。このような状況の中で政府は、全頭検査を見直し、検査対象を一定月齢以上の牛に限定する方針を決定した。

また、我国の食糧自給率はカロリーベースで約四〇パーセントであり、先進国では類を見ない低さである（因みに静岡県は関東十県の中で東京、神奈川、埼玉に次いで三番目の低さの一八パーセントである）。他方、我国の食糧廃棄量は年間二千万トンに達し、世界全体の食糧援助量一千万トンの倍に達しているといわれる。

関弁連はこの現状に強い危機感を抱き、①食品安全行政において、リスク評価、リスク管理、関係当事者のリスクコミュニケーションを徹底し、消費者の食品行政への参加を保障すると共に、行政の不作為に対し具体的な措置を義務づける制度を確立すること、②食品の表示制度を改善すること、③国・地方公共団体が連携し、生産から消費までの指導監視システムを充実させて違法業者に対する制裁を強化すること、④食品事故の被害者に対する簡易迅速な救済制度の確立、⑤食育基本法を、持続可能型社会における生産と消費のあり方を積極的に志向・実践するものとして位置づけること、が宣言された。

【平成１７年１０月２０日　静岡新聞　朝刊　掲載】